

議案第77号

特別区人事及び厚生事務組合同規約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務を変更する必要があるので、地方自治法第290条の規定により本案を提出いたします。

特別区人事及び厚生事務組合同規約の一部変更について

特別区人事及び厚生事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合格約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第八号中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。